

平成十三年十一月二十七日受領
答 弁 第 二 二 号

内閣衆質一五三第二号

平成十三年十一月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員白保台一君提出沖縄県島尻郡小禄村字大嶺の土地（旧日本海軍那覇飛行場用地・現那覇空港の
一部）所有権回復に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員白保台一君提出沖繩県島尻郡小祿村字大嶺の土地（旧日本海軍那覇飛行場用地・現那覇空

港の一部）所有権回復に関する質問に対する答弁書

一について

沖繩における旧軍買収地については、元地主は、強制的に日本国民の義務として収用に応じさせられたと認識しているとの御指摘ではあるが、先の答弁書（平成十三年七月十日内閣衆質一五一第七七号）の一についてで述べたとおり、沖繩における旧軍買収地が私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったものと判断されたのは、太平洋戦争時の緊迫した情勢の下に旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）に基づき強制接收が行われたこと等を理由として、これを旧地主に返還すべきであるとの要求が提起されていたことを踏まえて、大蔵省において関係省庁の協力を得て可能な限りの調査を実施した結果に基づくものであることを御理解いただきたい。

二について

御指摘の「用地買収ノ件委託」及び「用地買収委託取扱ニ関スル件照会」は、旧海軍が旧沖繩県知事に用地買収を委託し、その手続あるいは代金の支払方法等を示した文書であり、「臨時資金前渡官吏任命ノ

件照会」は、その実施のため旧沖縄県の吏員に出納官吏を兼務させるための文書であると理解している。

先の答弁書の二について述べたとおり、旧那覇飛行場を含め、直接の戦闘が行われた沖縄本島における旧軍施設の新設又は拡張のための用地については、戦時中旧軍が買収したことを証する直接的な資料は発見されていないが、旧軍の軍用地買収手続あるいは代金の支払方法等に関する資料が発見されていること、旧軍が買収したという旧軍関係者、旧官公署関係者、旧地主等の陳述等があること、旧国家総動員法に基づき収用されたとする証拠は全く見当たらないこと等から、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったものと判断されているところである。

これと同様の判断に基づく国の主張は、嘉手納飛行場における旧軍買収地に関し旧地主が提起した土地所有権確認等請求訴訟における平成七年四月二十五日の最高裁判所の判決においても認められていると承知している。

また、お尋ねの旧海軍省の「公文備考」と呼ばれる書類については、昭和十三年以降分は発見されていない。

三について

先の答弁書の四について述べたとおり、沖縄県が昭和五十三年三月に作成した「旧日本軍接收用地調査報告書」の内容については承知しているが、昭和五十三年四月十七日に衆議院予算委員会に対して大蔵省が提出した「沖縄における旧軍買収地について」（以下「大蔵省報告書」という。）で示されているとおり、沖縄における旧軍買収地については、大蔵省において関係省庁の協力を得て可能な限りの調査を実施し、その結果に基づき、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったものと判断されていることを御理解いただきたい。

また、お尋ねの調査結果報告書については、大蔵省報告書以外に報告書は存在しない。

大蔵省報告書において公表されていない旧那覇飛行場のアンケート調査の内容については、先の答弁書の三について述べたもの以外に、質問項目として土地所有権委員会への所有権申請の手続の有無が掲げられており、これに対する回答内容は、手続したとするものが十五パーセント程度、手続しなかったとするものが七十パーセント程度、不明とするものが十五パーセント程度であった。

四について

大蔵省において、沖縄県以外の都道府県で沖縄における調査と同様の調査を行った事実はない。

このような調査を沖縄においてのみ行ったのは、大蔵省報告書において示されているとおり、沖縄において旧軍買収地を旧地主に返還すべきであるとの要求が提起されていたことを踏まえたものである。

五について

お尋ねの沖縄が本土から切り離されなかった場合の状況については、仮定の問題であることから、お答えすることは困難である。

沖縄の本土復帰に伴い大蔵省に引き継がれた旧軍買収地は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第九十条の規定に基づき、一定の期間、従前と同一の条件で貸付等が行われ、また、小学校等の用に供されていたものは、地方公共団体に対し譲渡等が行われたところである。

さらに、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）第九条の規定に基づき、沖縄県の振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する旧軍買収地は、地方公共団体に対し譲渡が行われたところである。

なお、沖縄における旧軍買収地については、私法上の売買契約により正当な手続を経て固有財産になったものであり、沖縄の振興開発にとって貴重な財産であると考えられることから、今後も引き続き、その

活用に当たっては、沖縄県等の利用要望等を踏まえ、関係法令にのっとり適切に対処してまいりたい。